

平成 31 年 4 月 23 日  
総合政策局 海洋政策課

## 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定 ～さらなる国際的な海洋環境の保全へ向けて～

MARPOL 条約附属書の改正に伴い、船舶からのふん尿等の排出の規制及び船舶に利用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を強化するため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が本日閣議決定されました。

### 1. 背景

船舶からの汚水の排出及び船舶による大気汚染については、海洋環境保全の見地から、MARPOL 条約(1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書)『附属書Ⅳ(船舶からの汚水による汚染の防止のための規制)』及び『附属書Ⅵ(船舶による大気汚染の防止のための規則)』において基準が定められています。

我が国においては海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)及び関係政省令により規制措置が担保されているところですが、今般、

- ① 平成 28 年 4 月に行われた国際海事機関(以下「IMO」という。)の第 69 回海洋環境保護委員会(以下「MEPC」という。)において、バルティック海海域での船舶からのふん尿等の排出について、一般海域よりも上乘せされた排出規制を平成 31 年 6 月 1 日から実施すること
- ② 平成 28 年 10 月に行われた IMO の第 70 回 MEPC において、船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率の規制基準について、平成 32 年 1 月 1 日以後は 0.5 質量百分率を超えてはならないこと

が決定されました。

### 2. 改正の概要

- ① 船舶からのふん尿等の排出基準について、バルティック海海域に係る特例を定める  
(海防法施行令別表第 2 関係)
- ② 一般海域において船舶に使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を 0.5%以下とする  
(海防法施行令第 11 条の 10 関係)

### 3. スケジュール

公 布：平成 31 年 4 月 26 日(金)

施 行：平成 31 年 6 月 1 日(土) 一部施行(①部分)  
平成 32 年 1 月 1 日(水) 一部施行(②部分)

<お問い合わせ先>

国土交通省 総合政策局 海洋政策課 飯見、堀之内

代表：03-5253-8111 (内線：24-352、24-365) 直通：03-5253-8266

F A X：03-5253-1549